5 大和売薬の同業組織

と生薬業組合 売薬営業者組合 るように、 第一節でみた「同業組合準則ノ範囲外」の奈良部売薬営業者組合の本質はその規約第一条にみられ 政府の売薬取り締りと売薬課税政策の下請け機構であった。そこではつぎのように組織

の性格がのべられている。



清売シ、又ハ行商スルヲ以テ業トス。 第五一号布告売薬印紙税規則ニ照シ売薬印紙ヲ貼用シタル売薬ヲ販売シ、 **我仲間ハ明治一○年第七号布告売薬規則ニ拠リ、官許ヲ得テ調整シ、明治** 及ヒ之ヲ 二五年

ある。 者を組合員が雇用することができないことなどの統制手段をもっていたので は「雇人不都合ノコト」があった場合にはその事実を公開するとともにその Ļ そして同業者で違約または不正があったことを知ったときには組合に通報 組合は説諭または五〇銭から一〇円までの違約金を課するとか、あるい

章等ヲ以テ同業中ノ妨害トナルベキ事項ヲ宣布」しないこと、あるいは「他 しかし、 一方で薬品は純良なものをつかうこと、親睦を主として「言語文

人ノ売薬ヲ模擬シ、 このような組織は他の地区にも存在していたと思われるが、それについての資料は皆無である。 前発売人ノ妨害トナルベキ所業」を禁止するなどの自主的な同業組合的規制もおこなっていた。

生薬業界でも同業組織が結成された。 これに続いて売薬との直接的な関連はさきにもみたように稀薄ではあるが、粗製・乱売で産地崩壊の危機にあった

現ニ山茱萸ノ如キ其粗製ノタメ売捌キ得スシテ今更大阪倉庫に積置キアルモノ少ナカラサル趣ニ有之」としている。 るのであるが、それは仲買い業者と「製造業者」を構成員として、つぎのような統制行為を行うものであった。 強調し、「近来奸商輩等一時ノ利益ヲ図リ粗製濫造ヲ逞フシ、外商ヲ欺キ、漸ク市場ノ名声ヲ失シ、販路大ニ閉塞シ、 やほとんど朝鮮産に圧倒されようとしていると訴えている。またこれに対する郡長の副申では、輸出品であることを 産の一つだが、近年は粗製乱造の結果、商業者(仲介人)も農家もともに赤字に苦しんでいるとのべ、とくに吉野郡 は薬種栽培の適地でその生薬の品質は国内に比類がないうえ、朝鮮産にもまさり、中国へ多量輸出されてきたが、今 奈良県令「生薬業組合取締規則」による吉野宇智両郡生薬業組合はこのような事態に対処するため、 一八九六年(明治二八)の「生薬業組合規約設定願」(『奈良県薬薬史』)によれば、吉野・宇智両郡に産する生薬は重要物 翌年設立され

①製品は原則として大阪市湊町で検査し、証印を押捺する。

②組合の発行する商標を携帯しない仲買い人とは取り引きしない。

③組合と取り引き契約のある大阪問屋とのみ取り引きする。ただし検査済で組合経費を前納した場合にはこの限りではない。

④組合地域内で生薬業を開業しようとするものは組長に届け出しなければならない。

さきにみたように生薬は主として大阪の問屋へと流れ、 さらにその先は輸出されるものが多く、 県内消費は取り締

りの対象ともならないほどであった。すでにこの時期に生薬と売薬との関連は断絶していたのである。

組大 合 和売薬同業 の 立 た。 さきにもみたように、大和売薬同業組合は一九一一年 (明治四四) に奈良県知事に よって 認可 され

は前記の西川清保といわれている。 悪弊ヲ矯正スル等斯業ノ面目ヲ一新シタレハ」需要は復旧し、大和を圧倒するような勢をとりもどしたとい ル富山県売薬業者ヲ圧倒スル趨勢ヲ呈」し、これに対抗して富山県業者は同業組合をつくり、 同組合の「創立ニ関スル経過報告」(『常度県薬業史』資料) によれば、大和売薬の成長は「往古ヨリ本邦到ル 処ヲ 凌駕 業者を促して組合結成を提起させたとされている。ときは一九○四年(明治三七)であり、そのロ火を切 「製薬ノ改善、 う状 ったの

を再開したのは一九一〇年(明治四三)であった。 この動きは日露戦争によって中断され、同人が前記印刷業者山本巳之吉や御所町の薬業家たちとはかって設立運動

南葛城郡をいれて四郡となった。 態は関係者の努力によって急速に進展した。一九一三年(大正二)には磯城郡を編入し、 北葛城郡を組合地域に入れ、定款を作成して創立総会をひらいたのは四月九日、農商務大臣の認可は八月一五日と事 その後の動きは『奈良県薬業史』資料編にくわしいが、翌年奈良県知事認可の直後に葛城税務署長の発議によって 組合地域は当初の高市郡と

二五年(大正一四)にはキクテング本舗中嶋太兵衛が三代目の組長となった。 初代組長は三光丸本店の米田徳七郎、二代目は一九二三年(大正一二)就任のさきに ふれ た米田(元、ついで一九

この同業組合は、 一八九七年(明治三〇) の重要輸出品同業組合法を内需部門にも拡大適用するために改正した重

要物産同業組合法にもとづく制度である。

済事業は行わず、輸出振興、 であり、 同じ時期に生まれた産業組合が購買・販売・利用・信用など各種の経済事業を行う協同組合原則を基本とした組織 信用事業の一部を除いては、ほとんど農業部門にその活動が限定されたのに対し、 輸入代替による外貨獲得・節約を目指し、 粗製乱造による共倒れを防ぎ、 同業組合はこのような経 業界秩序の維

持を最大の目標とする自主的な調整・統制組織であった。

者の当局(警察)への申告など、 大和売薬同業組合定款第七条は組合の業務の範囲をつぎのように規定している。 しかし同時に農商務省の所管である同業組合の結成に税務署長が関与したり、 取り締り行政の下での自主規制組織としても機能したのである。 あるいはさきにみたような不正行商

①粗製乱造、乱売の矯正と原料および製剤の検査。

②他府県の同業組合との連携。

③業務上の利害得失に関する調査。

④行政や議会に対する建議と諮問に対する応答。

⑤輸出市場の開拓。

⑥組合員の扱う商品の保護のための標章の専有登録。

⑦行商人の風儀の矯正・信用保全・知識増進のための取締と保護。

⑧営業上不正の行為者の処分。

⑨大和売薬の改良発達に資する事業の保護奨励

⑩内外優良売薬標本の収集。

⑪統計の整備。

⑫業務上の紛争の仲裁・調停。

このような業務のなかでとくに注目しなくてはならないのは、さきにみた不正行商者の取り締り条項のほかに、

ぎのような諸条項である。

①請け売り者は定価を減額して販売し、また「添物」をして販売してはならない(第一九条)。

②他の組合員が雇用している行商人、雇人はその組合員の承諾なしに引き抜いてはならない(第二五条)。

③組合員はその雇用する行商人、雇人および組合員の製品を販売する行商人に行商についての諸規定を守らせる義務がある(第二

六条)。

④検査は原料の良否および薬味分量に変更がないかについて行う(第八二条)。

⑥粗悪または不正の原料品は抑収するか、封印して本人に保管させる(第八四条)。

⑥前条の原料品は薬種商に返還し、代金を還付させる。これを承知しない薬種商については、組合員に周知せしめるとともに二年

間の取り引き停止とする(第八五条)。

同業組合の業績

以上のような同業組合の活動のうち、 売薬営業税・売薬印紙税・ 同戻税関係や売薬検査、 あるいは

不正行商人取り締りについては、それぞれのところでふれたが、そのほかの活動について一括すれ

ば、以下のとおりである。

数の町村を連合して、一九一三年(大正二)から逐次組織されていく。トップを切ったのは北葛城郡と忍海村 (顋が) まず同業組合の下部組織として、 地方薬業会が業者の密集しているところは一町村ごとに、そうでないところは複

矯正し其利益を増進せしむる」ことを目的とし、設立には同業組合から補助費が支出された。 であった。この組織は地域の組合員と関係行商人をその構成員とし、「協同一致親善円満をは か り、 営業上の弊害を

法成立にともなう施行規則・施行細則制定については業界側からの意見陳情をおこなった。 また、県内の大和売薬同業組合地域外の同業者を集めて同業者連合委員会を つくり、一九一四年(大正三) の売薬

の九府県の同業組合が中央売薬業同盟会をつくり、翌年には奈良市で第二回代議員会を開催した。 同業組合の全国組織としては一九一四年(大正三)に富山・石川・福井・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山

選んで、改良研究にのり出したのは、 つぎに「営業上の弊害」除去のためには、不完全な包装がさまざまな弊害をもたらしているので、 「漸次良好」であったとされている。 組合設立の翌年であった。五種類の見本を選び、その実行を督励してその結果 一七人の委員を

年(大正八)には「近来濫売の声を耳にせず」と報告されている。 たもの五件であり、「近時稍矯弊の実を挙げつつあり」としている。その後の処分の記録はなく、 対し同二〇円の処分が行われ、一九一七年(大正六)には五件、三三戸に対して調査を行い、 定款第一九条の請け売り乱売防止については、一九一四年(大正三)に二人に 対して 過怠金各一〇円、翌年一人に 訓戒または たとえば一九一九 注意

その他一点があり、一九一八年(大正七)には原料薬品の騰貴と増産によって「自然粗製に流るるものなきや」とい 張と認められる記事七点、 製品検査については一九一三年(大正二)に検査対象点数五一四点のうち、 五一四戸を巡回し、調査方数二〇一八方、 原料貯蔵法注意三件、 諸帳薄の誤記・違算・不整理四件、 効能書記事の事実との相違四八点、仕上げ量の相違二三六点、 効能 書の誤り二四点、 包装不完全その他の注意事項六 有害丸衣二点、